

平成30年6月4日

株 主 各 位

埼玉県川口市本町四丁目1番8号
株式会社 バ ッ フ ァ ロ ー
代表取締役社長 坂 本 裕 二

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月18日（月曜日）午後6時30分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月19日（火曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番1号
浦和ロイヤルパインズホテル 3階（プラチナルーム）
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第36期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書用紙において、各議案についての賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱うこととさせていただきます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面（委任状）とともに次の書面のいずれかの提出が必要となりますのでご了承ください。

- ① 委任された株主様の議決権行使書用紙
- ② 代理権を証明する書面に押印された印鑑の印鑑証明書

- ③ 委任された株主様のパスポート、運転免許証、若しくは各種健康保険証の写しその他の本人確認資料

以 上



- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知において提供すべき書面のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.buffalo.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
- したがいまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告及び計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告及び計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.buffalo.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、英国のEU離脱問題や米国新政権の保護貿易政策、東アジア情勢の緊張により海外情勢が不透明感を高めましたが、国内景気は堅調な輸出と設備投資の増加により、緩やかな回復基調で推移しました。内需環境につきましては、円安と原油価格の高騰による物価上昇に対する懸念を含みながらも、良好な雇用情勢を下支えとして一部の消費支出に持ち直しが見られました。

国内カー用品市場におきましては、カーナビゲーションの市場規模縮小が依然として続いておりますが、一方で、軽自動車の販売台数が回復傾向にあり、ニュース報道により注目度の高まったドライブレコーダーや、寒波と降雪による冬季商品の需要増がありました。

このような環境において当社は、当事業年度より店舗定休日制を導入し、業務効率化による収益体質の強化を推進するとともに、平成28年11月にオープンした「オートボックス川越店」の地域認知度向上と販売力強化に取り組みました。また、成長性の高い車検・サービス部門に重点を置き、車検後の保証サービス「安心3つ星補償」による車検需要の取り込み、迅速・廉価に車体を補修できる板金・塗装サービス「クイック・エコ・リペア」の拡販および、車の美観を向上させるボディコーティングや室内クリーニングメニューを拡充するなど、ピットサービスの新たな需要の掘り起こしに努めてまいりました。これらの施策等により、車検・サービス部門の売上高は前事業年度比3.5%増となり、また、降雪によりスタッドレスタイヤの販売が伸長したタイヤ・ホイール部門も同8.8%増となりましたが、一方で、カーエレクトロニクス部門は同4.0%減、車販売部門が同33.5%減となりました。

なお、中期施策として固定顧客化による安定的な収益確保と自動車事故時の修理サービス等への相乗効果を図るべく、継続して取り組みを行っている自動車保険代理店事業につきましては、手数料収益が順調に拡大し業

績に寄与しております。

以上の結果、当事業年度の業績は売上高8,717,405千円（前事業年度比1.9%増）、営業利益360,319千円（同96.3%増）、経常利益402,559千円（同70.1%増）、当期純利益263,645千円（前事業年度は当期純損失17,435千円）となりました。

商品別の売上高は次のとおりであります。

品目	第 35 期 (平成29年 3 月期)		第 36 期 (平成30年 3 月期) (当事業年度)		前事業 年度比 (%)
	金 額 (千円)	構 成 比 (%)	金 額 (千円)	構 成 比 (%)	
車検・サービス	2,392,116	28.0	2,475,689	28.4	3.5
タイヤ・ホイール	1,941,720	22.7	2,113,129	24.2	8.8
アクセサリ・メンテナンス用品	1,806,900	21.1	1,855,495	21.3	2.7
カーエレクトロニクス	1,266,651	14.8	1,215,935	13.9	△4.0
オイル・バッテリー	699,683	8.2	709,994	8.1	1.5
車販売	348,462	4.1	231,826	2.7	△33.5
その他	100,741	1.2	115,333	1.3	14.5
合 計	8,556,275	100.0	8,717,405	100.0	1.9

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 売上の商品構成の変化に合わせた開示とするため、当事業年度より品目区分を変更しております。従来の「車内用品・車外用品」「カースポーツ」を「アクセサリ・メンテナンス用品」として一括表示するとともに、「ピット・サービス工賃」を「車検・サービス」に、「自動車」を「車販売」に名称変更しております。これに伴い、前事業年度比を変更後の区分に組み替えた数値で比較しております。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は46,255千円で、その主な内容は、オートバックス北浦和店26,018千円（店内装備）、スーパーオートバックスTODA4,634千円（ピット設備）、オートバックス254朝霞店4,625千円（店内装備）、スーパーオートバックス大宮バイパス4,099千円（ピット設備）等であります。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、平成29年9月14日に当社取締役会の決議により、第三者割当による新株式を発行し、平成29年10月2日に59,736千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 33 期 (平成27年3月期)	第 34 期 (平成28年3月期)	第 35 期 (平成29年3月期)	第 36 期 (平成30年3月期) (当事業年度)
売 上 高 (千円)	8,525,792	8,601,133	8,556,275	8,717,405
経 常 利 益 (千円)	171,091	144,546	236,689	402,559
当期純利益又は当期 純 損 失 (△) (千円)	81,129	73,288	△17,435	263,645
1株当たり当期純利 益又は1株当たり当 期 純 損 失 (△) (円)	39.35	35.55	△8.46	124.35
総 資 産 (千円)	5,967,271	6,043,942	6,211,734	6,663,207
純 資 産 (千円)	4,427,387	4,438,844	4,359,306	4,640,537

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ その他の重要な企業結合の状況
株オートボックスセブンは当社の議決権の23.1%を保有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米国政権の保護主義的な通商政策、東アジア情勢の地政学リスクといった海外情勢における懸念材料が存在しておりますが、国内においては安定的な雇用情勢等を背景に、緩やかな景気回復が持続するものと推測されます。

カー用品市場におきましては、自動車保有台数の減少や若年層の車離れ等により縮小傾向が継続しており、また、ネット事業者をはじめとした異業種の参入により価格競争の激化が見込まれるなど、事業環境は引き続き厳しい状況が続くものと予想しております。

当社としましては引き続き経済情勢、個人消費動向、競合他社動向等、経営環境に十分注意を払いながら、新規出店を軸とした将来的な成長戦略を踏まえた上で、現状の厳しい局面を乗り切るために収益性の向上と財務体質の強化を図り、強固な経営基盤の構築を図るための施策を行ってまいります。

また、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた、当社に関連する法規制の確認・周知、遵守状況の監視等についても継続して行ってまいります。

具体的には、下記項目を対処すべき課題と認識しております。

- ① 人材の育成及び接遇・接客力の向上
- ② 車検・整備、板金・塗装による車検・サービス事業の業容拡大
- ③ 顧客情報の管理と活用による集客力の向上
- ④ 自動車保険代理店事業の取組強化
- ⑤ 在庫管理の徹底及び在庫回転率の向上
- ⑥ 将来的な成長戦略に向けた内部統制の強化及び経営管理基盤の充実
- ⑦ コンプライアンス及びリスク管理等の強化・充実

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

自動車用品・部品・自動車の販売、用品部品の取り付け及び自動車の整備・車検業務

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

① 事業所

本社 埼玉県川口市本町四丁目1番8号

② 店舗

地域	所在地	店舗名
埼玉県	川口市並木1-25-26	オートバックス川口店
	さいたま市緑区大間木544	オートバックス東浦和店
	さいたま市桜区下大久保1057	オートバックス北浦和店
	戸田市笹目6-23-2	スーパーオートバックスTODA
	桶川市大字坂田字目澤1709-1	オートバックス桶川店
	坂戸市八幡1-2-11	オートバックス坂戸店
	朝霞市膝折町2-13-55	オートバックス254朝霞店
	さいたま市西区宮前町125-1	スーパーオートバックス大宮バイパス
	さいたま市岩槻区加倉3-11-18	オートバックス岩槻加倉店
	入間市宮寺2788-4	オートバックス入間店
	狭山市入間川2-26-14	オートバックス狭山店
川越市大字小仙波620-2	オートバックス川越店	
東京都	板橋区小茂根2-21-7	オートバックス環七板橋店
	北区神谷3-58-4	スーパーオートバックス環七王子神谷
	練馬区高松6-35-1	オートバックス練馬店
	合計	15店舗

(7) 使用人の状況 (平成30年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
233(160)名	14名減(9名減)	38.9歳	10.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)三井住友銀行	236,522千円
(株)三菱東京UFJ銀行	111,702
(株)みずほ銀行	70,012

(注) (株)三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を(株)三菱UFJ銀行に変更いたしました。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 6,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,163,833株
- (3) 株主数 1,438名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株) オートボックスセブン	498,800株	23.05%
増 田 清 高	259,900	12.01
坂 本 裕 二	203,834	9.42
牛 田 恵 美 子	180,200	8.33
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	93,800	4.34
バッファロー従業員持株会	74,200	3.43
大 野 健 次	32,000	1.48
中 村 オ ー ト パ ー ツ (株)	22,100	1.02
(株) 国 分 商 会	22,100	1.02
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	22,100	1.02

(注) 持株比率は自己株式（137株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (平成30年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	坂本裕二	執行役員営業本部長
取締役	日下部直喜	執行役員管理本部長
取締役	高山勇喜	執行役員経営企画室長兼管理本部総務部長
取締役	町田明	執行役員南エリア営業部長
取締役	牧野博章	執行役員北エリア営業部長
取締役(監査等委員・常勤)	田村俊勝	
取締役(監査等委員)	井手秀博	(株)オートボックス・マネジメントサービス 代表取締役社長
取締役(監査等委員)	山口乾	

- (注) 1. 取締役(監査等委員)井手秀博氏及び山口乾氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員・常勤)田村俊勝氏は、アサヒ金属工業(株)の取締役経理部長の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役(監査等委員)井手秀博氏は、(株)オートボックスセブンの取締役経理部長、取締役常務、常勤監査役を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、取締役(監査等委員)山口乾氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
3. 取締役(監査等委員)井手秀博氏は、平成29年4月から(株)オートボックス・マネジメントサービスの代表取締役社長を兼務しておりましたが、平成30年3月31日付で退任しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、田村俊勝氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役(監査等委員)山口乾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等

区 分	員 数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 (-)	115,990千円 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	2 (1)	7,200 (1,200)
合 計 （うち社外役員）	7 (1)	123,190 (1,200)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月17日開催の第34期定時株主総会において年額135,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 上記2. の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額とは別枠で平成29年6月23日開催の第35期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対する株式報酬の限度額を年額20,000千円以内と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月17日開催の第34期定時株主総会において年額35,000千円以内と決議いただいております。
5. 上記には、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）4名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額1,300千円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）井手秀博氏は、当社のフランチャイズ本部である(株)オートボックスセブンの子会社(株)オートボックス・マネジメントサービスの代表取締役を平成29年4月から平成30年3月31日までの間兼務しておりました。なお、当社と同社との間にはカー用品販売に伴うクレジット債権の回収委託に関する取引関係があります。

② 他の法人等の社外役員としての兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	出席状況及び発言状況
井手 秀博	取締役 (監査等委員)	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、企業人として培われた豊富な知識と幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、客観的・中立的な立場から適宜、必要な発言を行っております。</p>
山 口 乾	取締役 (監査等委員)	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、企業人として培われた豊富な知識と幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、客観的・中立的な立場から適宜、必要な発言を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

- | | |
|---|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 20,000千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 | 20,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は内部統制システム整備のため、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき体制を整備しております。

[内部統制システム構築の基本方針]

- ① 当社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）による職務執行の監督機能を維持・向上するため、執行役員制度の採用による執行機能と監督機能の分離および独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行う。
 - (2) 役員および従業員は、「バッファローコンプライアンス基本方針」、「株式会社バッファローコンプライアンスコード」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努めるとともに、担当執行役員を統括責任者として置き、その所轄下でコンプライアンスに係る全社的な管理を行う。
 - (3) 当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を順守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
 - (4) 「内部通告制度」に基づき、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を図る。
 - (5) 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監査する。
 - (6) 内部監査部門は、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査する。
 - (7) 反社会的勢力対策に係る規程等を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、その他の管理業務、リスクおよびコンプライアンスに関する情報について、法令・定款および社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクの的確な把握・評価と適切なコントロールを行うリスクマネジメント体制に加え、重大事案が発生した場合における被害拡大防止や損害・損失の極小化を可能とする危機管理態勢を統合した、統合リスクマネジメント態勢を確立する。
- (2) 重大な危機が発生した場合には、危機管理に係る規程等に基づき、取締役管理本部長の進言により、原則として代表取締役社長が「経営危機対策本部」を設置し、自ら指揮を執り、迅速かつ適切な対応と早期復旧に努める。
- (3) 監査等委員会および内部監査部門は、統合リスクマネジメント態勢の実効性について監査する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会における議論の質の向上および迅速な意思決定を行うため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を適正な員数に保つ。
- (2) 取締役会は、経営の基本方針を策定し、方針に沿った事業戦略および諸施策の進捗状況等を定期的に検証する。
- (3) 取締役会は、取締役会が定める経営機構および業務分掌に基づき、代表取締役、業務執行取締役および執行役員に業務の執行を委任する。
- (4) 代表取締役は、執行責任者として目標達成に向けた業務執行取締役および執行役員の職務の執行を統括する。また、業務執行取締役および執行役員は、担当領域の具体的な目標を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団（以下、当社グループという。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社は子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
 - ・当社は子会社に、子会社の営業成績、財政状態その他の重要な情報について報告を求める。また、必要に応じて、当社の取締役会に子会社の取締役または従業員が出席することを求める。

- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社は、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営を期する。
 - ・当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択や執行役員制度の導入を認めるなど、子会社の指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する体制を構築させる。
- (4) 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・当社は子会社に、その役員および従業員が「コンプライアンス基本方針」、「株式会社バッファローコンプライアンスコード」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。
 - ・当社は子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する体制を構築させる。
 - ・当社は子会社に、内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させる。
 - ・当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために設置した「内部通告制度」を利用する体制を構築させる。
- (5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用する。
 - ・当社の監査等委員会および内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するため、専任の従業員を置くことができる。従業員の数、人選等については、監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く。）が協議して決定する。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員その他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、監査等委員会の指揮・命令に服する。人事考課は監査等委員会が行い、人事異動、処遇については、監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く。）が協議する。
 - (2) 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の役員および従業員に周知徹底する。
- ⑧ 当社の監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員が監査等委員会に報告するための体制
 - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査等委員会に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
 - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および従業員は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、または監査等委員会が当社グループの業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
 - (2) 子会社の取締役、監査役等および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
 - ・子会社の役員および従業員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ・子会社の役員および従業員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、または「内部通告制度」に基づく通報を行う。
 - ・当社内部監査部門、総務部等は、定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

- ・「内部通告制度」における企業倫理責任者は、当社グループの役員および従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員会および取締役会に対して報告する。

⑨ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

⑩ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会の監査機能の向上のため、監査等委員である取締役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
- (2) 監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門および当社グループの監査役等と、情報・意見交換等を行うための会合を定期的で開催し、緊密な連携を図る。
- (3) 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の監査および監査体制の整備のため、代表取締役と定期的な会合を開催する。
- (4) 監査等委員会は、職務の遂行にあたり必要な場合には、弁護士または公認会計士等の外部専門家との連携を図る。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

当社の取締役会が定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

・取締役会は、当事業年度17回（毎月1回以上）開催し、経営上の重要な意思決定を行いました。特に経営上のリスクの識別及び分析等を実施し、その対応策について重点的に協議を行いました。また、取締役会では、決議事項の審議及び業務執行状況の報告において、社外役員を交えた意見交換がなされており、監視・監督の機能を高めております。

・監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（内、社外取締役2名）で構成され、当事業年度13回（毎月1回以上）開催いたしました。監査等委員会と内部監査室とは定期的に会合を行い、内部監査方針、内部監査計画及び内部監査報告書、改善指示書、改善状況報告書等の内容を参考に意見交換を行う等、効率的かつ適正な監査に努めました。また、監査等委員会と会計監査人は必要の都度相互に意見交換を行い、監査報告会等において情報の共有化と問題点について認識の一致を図り、監査の効率性・有効性を高めております。なお、各監査等委員は、経営の健全性を向上させるために取締役会において主にコンプライアンスに関する質問や意見を述べたほか、必要に応じて社内の重要会議に出席して助言・提言を行い、重要な決裁書類等の閲覧・ヒアリングを行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は経営基盤の充実と財務体質の強化を通じて企業価値の向上を図るとともに、株主の皆さまへ安定した利益還元を継続することを基本方針としております。剰余金の配当につきましては、このような方針のもと、業績の進展状況及び将来の事業拡大に対する資金需要を総合的に勘案しながら実施しております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき15円とさせていただきます。中間配当金1株当たり15円とあわせまして、年間配当金は1株当たり30円となります。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,578,753	流動負債	1,194,855
現金及び預金	1,712,460	買掛金	239,608
売掛金	407,436	1年内返済予定の長期借入金	138,048
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	2,400	リース債務	32,228
商品	1,025,497	未払金	177,630
前払費用	110,256	未払費用	66,612
繰延税金資産	142,867	未払法人税等	134,625
未収入金	170,111	前受金	60,758
その他	7,724	預り金	21,690
固定資産	3,084,453	前受収益	45,802
有形固定資産	1,839,741	賞与引当金	169,472
建物	796,474	ポイント引当金	22,645
構築物	134,018	その他	85,732
機械及び装置	93,213	固定負債	827,814
車両運搬具	1,551	長期借入金	280,188
工具、器具及び備品	48,986	リース債務	60,043
土地	686,694	退職給付引当金	399,144
リース資産	78,803	資産除去債務	80,657
無形固定資産	5,496	その他	7,781
その他	5,496	負債合計	2,022,669
投資その他の資産	1,239,216	純資産の部	
関係会社株式	17,991	株主資本	4,640,046
関係会社長期貸付金	21,200	資本金	555,499
長期前払費用	103,182	資本剰余金	530,171
繰延税金資産	247,919	資本準備金	530,171
差入保証金	840,053	利益剰余金	3,554,492
その他	8,869	利益準備金	35,575
資産合計	6,663,207	その他利益剰余金	3,518,917
		別途積立金	3,200,000
		繰越利益剰余金	318,917
		自己株式	△117
		評価・換算差額等	490
		その他有価証券評価差額金	490
		純資産合計	4,640,537
		負債純資産合計	6,663,207

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	8,717,405
売 上 原 価	4,337,976
売 上 総 利 益	4,379,429
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,019,109
営 業 利 益	360,319
営 業 外 収 益	57,649
受 取 利 息 及 び 配 当 金	10,503
受 取 手 数 料	13,242
受 取 協 賛 金 等	8,065
廃 バ ッ テ リ ー 売 却 益	9,251
そ の 他	16,586
営 業 外 費 用	15,409
支 払 利 息	3,821
固 定 資 産 除 却 損	7,783
店 舗 復 旧 費 用	2,545
そ の 他	1,258
経 常 利 益	402,559
特 別 損 失	5,163
減 損 損 失	5,163
税 引 前 当 期 純 利 益	397,395
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	154,716
法 人 税 等 調 整 額	△20,965
当 期 純 利 益	263,645

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	510,506	485,244	485,244	35,575	3,200,000	127,962	3,363,537
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	44,993	44,926	44,926				
剰余金の配当						△72,690	△72,690
当 期 純 利 益						263,645	263,645
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	44,993	44,926	44,926	—	—	190,955	190,955
当 期 末 残 高	555,499	530,171	530,171	35,575	3,200,000	318,917	3,554,492

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△117	4,359,171	134	134	4,359,306
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行		89,920			89,920
剰余金の配当		△72,690			△72,690
当 期 純 利 益		263,645			263,645
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			356	356	356
当期変動額合計	—	280,875	356	356	281,231
当 期 末 残 高	△117	4,640,046	490	490	4,640,537

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社 バッファロー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出正弘	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宇治川雄士	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バッファローの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月16日

株式会社バッファロー 監査等委員会

監査等委員（常勤）	田村俊勝	ⓐ
監査等委員（社外取締役）	井手秀博	ⓐ
監査等委員（社外取締役）	山口 乾	ⓐ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第36期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円 配当総額 32,455,440円

なお、中間配当金として15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき30円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月20日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、主に新規出店及び店舗改装等の設備投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 100,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	さかもと ゆうじ 坂本 裕 二 (昭和35年11月8日生)	昭和62年10月 (財)東京タクシー近代化センター(現 公益財団法人東京タクシーセンター) 入所 昭和63年5月 当社入社 平成2年4月 総店長就任 平成3年6月 取締役総店長就任 平成11年6月 専務取締役就任 平成12年3月 代表取締役社長就任 平成19年6月 代表取締役社長兼執行役員最高経営責任者就任 平成23年4月 代表取締役社長兼執行役員営業本部長就任(現任)	203,834株
2	くさか べ なおき 日下部 直 喜 (昭和41年1月7日生)	昭和63年4月 (株)オートバックスセブン入社 平成10年7月 (株)オートバックス・マネジメントサービス入社 平成15年2月 当社入社 平成15年6月 取締役管理部長就任 平成17年6月 取締役管理本部長就任 平成19年6月 取締役兼執行役員管理本部長就任(現任)	5,653株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	まち だ あきら 町 田 明 (昭和46年12月31日生)	平成6年9月 当社入社 平成18年7月 執行役員営業本部総店長就任 平成19年6月 執行役員営業本部副本部長就任 平成20年3月 執行役員営業本部長就任 平成22年6月 取締役兼執行役員営業本部長就任 平成23年4月 取締役兼執行役員南エリア営業部長就任(現任)	13,453株
4	まきのひろ あき 牧 野 博 章 (昭和50年3月27日生)	平成9年4月 当社入社 平成19年7月 執行役員営業本部副本部長就任 平成23年4月 執行役員北エリア営業部長就任 平成23年6月 取締役兼執行役員北エリア営業部長就任(現任)	7,153株

(注) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	※ ふじ た しゅん すけ 藤 田 俊 介 (昭和23年1月7日生)	昭和45年10月 兼松事務機(株)入社 平成7年4月 兼松エレクトロニクス(株) 経理部長就任 平成10年6月 同社取締役就任 平成15年6月 同社常勤監査役就任 平成18年5月 石塚電子(株) (現 SEMITEC (株) 管理副本部長兼総務部 長就任 平成22年3月 当社入社 東浦和店事務長就任 平成30年5月 内部監査室付 (現任)	500株
2	い て ひで ひろ 井 手 秀 博 (昭和30年8月1日生)	昭和49年3月 (株)富士商会 (現 (株)オート ボックスセブン) 入社 平成10年6月 同社取締役経理部長兼関連 企業部長就任 平成20年6月 同社取締役常務執行役員就 任 平成22年6月 同社常勤監査役就任 平成26年6月 当社社外取締役就任 平成28年5月 (株)オートボックスフィナン シャルサービス取締役会長 就任 (平成29年5月退任) 平成28年6月 当社社外取締役 (監査等委 員) 就任 (現任) 平成29年4月 (株)オートボックス・マネジ メントサービス代表取締役 社長就任 (平成30年3月退 任)	一株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	やま ぐち つとむ 山 口 乾 (昭和24年9月22日生)	昭和48年4月 大東京火災海上保険(株) (現 あいおいニッセイ同和損害 保険(株)) 入社 平成2年4月 同社川口支店長就任 平成13年4月 同社販売推進部長就任 平成15年6月 同社理事名古屋支店長就任 平成21年6月 (株)ロートピア代表取締役社 長就任 (平成27年6月退 任) 平成28年6月 当社社外取締役 (監査等委 員) 就任 (現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 井手秀博氏及び山口乾氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1)井手秀博氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と幅広い経験を有しており、当社の経営全般に対する監督と有効な助言をいただけると判断したためであります。なお、井手秀博氏は、当社の特定関係事業者 (主要な取引先) であります株式会社オートボックスセブンの監査役に平成22年6月から平成26年6月までの間就任しておりました。
- (2)山口乾氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が企業人としての幅広い見識を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営全般に対して様々な提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が期待できると判断したためであります。
5. (1)井手秀博氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年 (監査等委員として2年) となります。
- (2)山口乾氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役及び監査等委員としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、井手秀博氏及び山口乾氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、藤田俊介氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、山口乾氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番1号

浦和ロイヤルパインズホテル 3階（プラチナルーム）

TEL 048-827-1111



- 交通 JR 京浜東北線、JR 高崎・宇都宮線、JR 湘南新宿ライン
 JR 浦和駅 西口より 徒歩約7分
 " アトレ北口（Suica専用改札口）より 徒歩約5分